

平成23年度漢字検定

受検機会提供制度についてのお知らせ

(生活保護世帯の児童生徒対象)

1. 受検機会提供制度とは

経済的事由により「漢検」の受検が困難な児童生徒に対して、「漢検」の受検機会を無償で提供（検定料を日本漢字能力検定協会にて全額負担）する制度です。この制度によって、当該の児童生徒が、日本語に親しむ機会を持ち、それぞれの漢字運用能力や学習意欲の向上につながることを期待しています。

2. 受検機会提供の対象となる要件

下記の【1】、【2】を満たす、漢検志願者であること。

【1】対象者

下記①～④全ての要件を、同時に満たす児童生徒。

- ①生活保護法第6条2項の定義による「要保護」の認定を受けている世帯の児童生徒。
(生活保護世帯で就学援助の申請をした生徒。)

※保護の種類、単給、併給の別は問いません。

- ②義務教育年齢（学齢期／小学生・中学生）に該当する生徒。
③学校教育法第1条に定められた学校のうち、小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校に在籍している、小学校1年生から中学校3年生の児童生徒。
④上記③の学校内における日本漢字能力検定の（漢検）の「準会場受検（団体受検）」の志願者であること。

【2】対象者の受検形態

制度利用者を含んだ上で、「準会場受検（団体受検）」の申し込み条件を満たしていること。

3. 対象級

2級、準2級、3級、4級、5級、6級、7級、8級、9級、10級

この制度を利用されたい方は、申し込み用紙の提出とともに、その旨を国語科に申し出てください。なお、ご不明な点がございましたら、国語科にご連絡ください。

連絡先 那覇市立古蔵中学校
国語科 新垣さくら・上江洲麻衣子
事務室
TEL (098) 891-3409